

備忘録ないしは切り抜き帳(その137)

[2020年4月28日(火)]

○今朝の毎日新聞社説『国債購入の上限撤廃 歯止めなき政策の危うさ』を以下に転載させて頂く。「非常時とはいえ、中央銀行が国の借金を丸抱えするような政策には危うさがつきまとう。日銀はきのうの金融政策決定会合で年80兆円と定めていた国債購入額の上限を撤廃した。コロナ禍が続く間、無制限で購入する。政府はコロナ感染拡大を受けて緊急経済対策を決めた。財源として20兆円を超える国債が増発される見込みで、日銀の決定は長期金利の上昇を抑える狙いという。脱デフレを掲げる日銀は2013年春に大規模な緩和策を導入した。追加緩和を繰り返し、国債購入上限を80兆円まで引き上げた。ただ、足元の国債購入額は年10兆円台にとどまっていた。上限を維持しても政府のコロナ対策に対応できる余地は十分あった。にもかかわらず上限を撤廃した理由を黒田東彦総裁は「(国債を)必要なだけいくらかでも買う姿勢を明確にして経済を強力に下支えするためだ」と説明した。感染拡大で経済活動の自粛が続く中、国による一層の支援が求められているのは確かだ。米連邦準備制度理事会も先月、米国債を無制限に買う緊急措置を決めた。米政府が打ち出した2兆ドル超の経済対策の財源手当てを支援するのが目的だ。だが、すでに国債発行残高の約4割を抱える日銀とは事情が異なる。日銀は以前から先進国中最悪の財政状況にある政府の資金繰りを強力に支えてきた。中央銀行が青天井で国債を引き受けて政府の赤字を埋める「財政ファイナンス」は本来、禁じ手だ。通貨の信認が失われ、極端なインフレなどの弊害を招くためだ。政府から直接国債を引き受けていないことを理由に、日銀は「財政ファイナンスではない」と強調している。だが、日銀頼みの財政運営が行き過ぎれば実態は禁じ手に近づく。政府は追加対策で真に国民の支援に効果があるものを精査すべきだ。大規模緩和の根拠とされた脱デフレも揺らいでいる。日銀は2022年度でも物価上昇目標の2%に達しないと予測した。黒田総裁任期中の達成は困難との内容だ。コロナを理由にするが、長年の大規模緩和でも達成できないのは問題だ。収束後には金融政策の枠組みを見直す必要がある。」

[2020年4月30日(木)]

○昨日の朝日新聞デジタルで報じられた『自民議員に届く「アベノマスク」 忠誠心問われると臆測も』が面白いので、以下に転載させて頂く。「安倍晋三首相が新型コロナウイルス感染症の拡大防止策で打ち出した「布マスク」が、自民党内に思わぬ波紋を広げている。最近、国会議員の手元にも届き始めたが、国会で着用する姿はまれ。「着用の有無で首相への『忠誠心』が試される」といった真偽不明の臆測も広がる。29日午前、衆院予算委員会。この日も新型コロナをめぐる論戦が繰り広げられ、首相は布マスクを着用して答弁に臨んだ。だが、その周囲に座る閣僚、対面する自民党の予算委員席で布マスクを着けているのは、わずか数人だった。永田町周辺ではこの数日、2枚ひと組の布マスクが衆参の議員会館や議員宿舎に次々と届いている。28日には、首相に近い自民党の世耕弘成参院幹事長が、布マスク姿で記者会見に臨んだ。「届いたので着用している。何種類かで洗いながら使う」と、今後も使用する考えを示した。だが、29日現在、こうした議員は少数派のようだ。同日午後の参院予算委では、立憲民主党の蓮舫副代表が首相の隣に座る麻生太郎副総理兼財務相を名指しし、「なんで着けないんですか」と迫った。麻生氏は、「私のところにはまだ届いていない。私の秘書官には届いたと思っていますけど」。蓮舫氏は、「衆院も参院も会館に届いている。確認もしていない(のか)」とたたみかけた。与党議員も含め、国会議員の着用率が低いのはなぜか。閣僚経験者は、「使い捨てのマスクも薬局にもぼちぼち出回り始めている」と、自前で確保したマスクを優先していると説明。「小さくて使い勝手が悪い」(衆院中堅議員)との声もある。別の閣僚経験者は「家族に使ってはダメだと言われた」と、不良品が相次いで見つかったことによる品質の問題を懸念する。首相



衆院予算委で質問に答弁する安倍晋三首相
=2020年4月29日午前



布マスクを着用して会見する
世耕弘成参院幹事長=同28日



参院予算委で質問する立憲民主党の蓮舫
副代表=2020年4月29日午後



蓮舫副代表の質問に答弁する橋本
聖子・男女共同参画相

が率先して着け続ける姿をみて、扱いに悩む自民議員も少なくない。自民党関係者は、着用するかしないかで「首相に対する忠誠心を見られているのかも……」と不安を吐露する。幹事長経験者は、マスク配布を首相自ら発表しただけに「せめて閣僚くらいは着ければいいのに」と嘆く。」☞与党も野党も、国会議員にはもっと他にやるべき重要な仕事があるだろうに。頭数だけが問題なのであれば、議員の数は半分か、それ以下でも充分なのではないか。そうすれば国民の目もよく行き届き、競争率も高くなって、少しでも不正を働いたりウソを言う議員は、即刻クビにできるのではなからうか。

[2020年5月1日(金)]

○今朝の東京新聞の社説『コロナ禍に考える「複合災害」に備える』を以下に転載させて頂く。「「百姓は、雨が降っても、日が照っても、風が吹いても、心配ばかりだ。びくびくするより能がねえ」黒沢明監督の映画『七人の侍』で農民の長老がつぶやきます。野武士から村を守るために雇った侍たちにおびえ、村人たちが家にこもってしまう場面でした。◆巣ごもりしてびくびく「ステイホームウイーク」と東京都知事が名付けた大型連休。人出減には地域差があるものの、東京、大阪、名古屋の都市部では1月中旬～2月中旬の休日と比べ、80%以上減った日もありました。いわば巣ごもり連休です。昨年のお盆、改元で10連休が設定され、旅行やスポーツ、買い物などを謳歌したのがそのようです。さて、冒頭のせりふは、今私たちを取り巻く状況にちょっと似ている感じがしませんか。新型コロナウイルスの感染拡大にびくびくしている最中に、関東地方が先月、豪雨に見舞われ、岐阜県境に近い長野県中部を震源とする地震が先週から数10回続いています。首都圏でも今週、最大震度4の地震が起きました。3月末には「富士山の噴火で首都圏などに大量の火山灰」という予測が出ました。先日「日本海溝・千島海溝沿いにマグニチュード(M)9級の地震が起きれば北海道・東北・関東の太平洋岸に最大30mの津波」という恐ろしい予測も公表されました。もとより、駿河湾から日向灘沖にかけてを震源とする南海トラフ地震が「30年間で70～80%の確率で起き、最悪だとM9で死者数は23万人」ともされます。さらに、避難を要する豪雨や熱中症のシーズンもやって来ます。気象庁は2年前、「経験したことのない暑さは“一つの災害”だ」と述べています。災害時に受け皿となる避難所は「密集、密閉、密接」の「三密」状態になりがちで、感染症のリスクが高まります。過去の内外の例からも明らかです。1995年1月の阪神大震災では、300人以上がインフルエンザなどで関連死したとする統計があります。2005年にハリケーンカトリーナが直撃、最大100万人が避難した米国では、ノロウイルスなどにより1000人以上に下痢と嘔吐の症状が発生。東日本大震災と熊本地震でも感染症が出ました。今、考えるべきは、感染拡大の中での災害発生でしょう。避難所へ行かず、自宅などで身を守る「在宅避難」を評価する動きもあります。ただ、自宅の被害が軽微であることが大前提です。◆感染回避よりも避難を 名古屋大減災連携研究センター長の福和伸夫教授は「地震・津波でも風水害でも、命を守ることが最優先。感染回避よりも逃げるのが大切」と訴えます。「ちゅうちょして命が危険になっては元も子もない」というわけです。むろん、そのためには、各自治体が避難所の環境を改善しなければなりません。内閣府は先月、避難所についての通知を自治体に出しました。それによると、まずは密集を避けるため、可能な限り多くの避難所を求めています。専門家は避難者のスペースを「1人当たり2㎡四方は必要」としています。避難所には、学校体育館などに民間の旅館とホテルの活用を加えることも提案しています。学校の教室もいいでしょう。さらに内閣府は、親類や友人らの家への避難を推奨しています。避難所は、自宅と同等の衛生状態が理想です。マスクや消毒液の備蓄は品薄から厄介な問題ですが切らすわけにはいきません。体調の悪い人をホテルの個室に移す方策も必要でしょう。国の財政的支援も求められます。医療機関の防災も大切。先日、「全国372カ所の感染症指定医療機関の4分の1が、100～200年に一度の豪雨災害時に浸水する恐れがある」との京都大の調査結果が発表されました。感染症と、洪水や地震・津波の「複合災害」に備えるため、早い時期に行政と病院の協力が求められます。◆防災作業を楽しんで コロナと自然災害が複合する可能性がある以上、最低限の衛生用品確保など、私たちにも準備が必要です。マスクなどの流通は、一日も早く正常に戻さねばなりません。行政や企業など、関係機関の努力を求めます。通常の防災も忘れずに。自宅と周辺ハザードマップ(被害予測地図)は、スマートフォンで見ることができます。地震に備えて家具の固定を万全に。マンションの人は、津波や水害の際、上階の住民宅に「垂直避難」できるか、普段から聞いておきましょう。最後に、福和教授のアドバイスを。「防災の準備を楽しみましょう。びくびくしながらでなく、生活の一部にするのです」☞「複合災害」への対策が重要なことは論を待たない。しかし「複合災害」にはたくさんの組み合わせがあって、どの災害の組み合わせがより現実的で切迫性が高いのかを見極める必要がある。地域による特性ということも重要で、全国一律に行かないところにも悩ましい問題がありそうに思われる。福和教授が言われるような「防災の準備を楽しむ」余裕など、我々にはとても無理な相談であろう。マンション問題については、昨年の台風19号で被災した川

崎市武蔵小杉の高層マンション群のことを想起されるとよい。現実の問題として、下層の住民が上層の住民に対して、いきなり緊急時の「垂直避難」を持ちかけることができる訳がないので、まずは日頃のコミュニティづくりから地道に取り組む必要があるのではなかろうか。福和教授が言われる「防災の準備を楽しむ」とは、そのような意味を含めてのことなのかも知れない。

○今朝のSANSPO.COMに掲載されていた『志らく「自粛警察」に苦言「正義は罪悪感がないから歯止めが効かない」』を以下に転載させて頂く。「落語家、立川志らく(56)が1日、TBS系情報番組「ひるおび！」にリモート出演。過度に自粛を求める“自粛警察”に対して苦言を呈した。番組では“自粛警察”について、営業中の店舗などに休業を促す張り紙をしたり、店の張り紙に否定的な書き込みをしたりすることを指すと紹介。ガイドラインにのっとって営業をしているにもかかわらず、誹謗中傷の張り紙が張られた飲食店などを取り上げた。志らくは「嫌がらせというよりも、正義でやっている部分があるから非常にたちが悪い」と話し出すと、自身が好きな『悪意というのは罪悪感があるから歯止めが効くけど、正義というのは罪悪感がないから歯止めが効かなくなる』という言葉を紹介。続けて「だからこれが正しい！って思ってたんですけどどうやっていいんですか？ だけでも、ちゃんと自粛をしながら営業していたり、仕事で県をまたいできた、そういった人に対しても全部にそれをやるっていうことは、本当に悪い世の中になりますよね」と危惧していた。」

○今朝の東京新聞に掲載されていた北丸雄二氏のコラム『正しい告げ口』(右)も同種の指摘をしているが、このような「自粛警察」が、「みんながお上の狙いを忖度し、命令せずとも自主的に動いてくれる」ので政府には好都合であること、「戦時中の隣組、戦後の赤狩りや(中国の)文化大革命の密告社会」にも通じる点の指摘があり、さらに説得力がある。



[2020年5月2日(土)]

○今朝のTVニュースで、安倍首相が先日の参院予算委の中で感染者数を問われて答えられなかったことが報じられていた。ネット検索してみると下記の『参院予算委で感染者数をすぐに答えられず、安倍首相「質問の通告はされていない」』との見出しの、4月30日付けハフポスト日本版編集部の記事が見つかった。以下に転載させて頂く。「4月29日の参議院予算委員会の内容がネットで話題になっている。森ゆうこ参院議員(国民民主)の質問に対し、新型コロナウイルスの感染者数について安倍晋三首相や閣僚が即答しなかったというものだ。森議員は安倍首相の新型コロナウイルス感染症対策に関する認識を確認する質問をした。一連の質問の中で森議員が「一体どれぐらいの国民が感染しているのですか、コロナウイルスに。今、現在」と尋ねると答弁はすぐになされず1分以上止まった。中継には、安倍首相の後方で加藤勝信厚労相らが資料をめくる様子が映されていた。答弁を待つ間、森議員は「ちゃんとペーパーで出していますよ」と話しており、質問を事前に通告していたと訴えていた。約1分10秒後、安倍首相は「『今の感染者数』というご質問はいただいてなくてですね。これにあるのは『緊急事態宣言を解除延長する基準、判断時期を明確にされたい』というのが私への質問でございます。今しておられることについては質問の通告はされていない」「これに書いてないじゃないですか」と反論。その上で、「PCR検査の陽性者については、(2日前の)27日の18時時点の数字しか、今持っておりません。明確に(事前に質問で)聞かれておりませんから、今日のものについてはですね。それ(27日)につきましては1万3576名ということでございます」と回答した。ネットの反応「こんなことも答えられないって」ネット上では、結果的に回答したのだから問題ないのではないかなどとする声も出ているが「こんなことも答えられないって」「民間企業だったら経営会議で営業部長が現在の契約件数、収益額を答えられないのと一緒に」「感染状況が正しくわかってないなら話にならない」などと批判の声も出ている。」



参院予算委員会答弁する安倍晋三首相と森ゆうこ議員=4月29日、時事通信社

と同様「与党も野党も、国会議員にはもっと他にやるべき重要な仕事があるだろうに」と思うばかりである。質問もくだらないし、答弁もちぐはぐである。確かに感染者数は現時点での重要なファクターの一つかも知れないが、その正確な数字を要求する方もおかしいし、即答できないからと云ってあたふたする方も変であろう。質問者の森議員が確かめたかったのは、感染者数についての概数だったのか、それとも正確な数字であったのか。前者なら判らぬでもないが、後者だとしたら質問の意図が理解できない。進行中の数字は刻々と変化してゆくから… 安倍首相にしても、なにも慌てる必要はなくて、正確な感染者数は担当者に答えさせればよいし、凡そ1万3千人、あるいは1万4千人と答えれば、それで済んだ話ではなかろうか。もしかして1万人超えすらご存知なかったとか。いずれにしても、国会の品格を貶めている責任の半分は、野党の側にもあるのではなかろうか。

[2020年5月3日(日)]

○今日は憲法記念日。東京新聞社説『憲法記念日に考える コロナ改憲論の不見識』を以下に転載させて頂く。「憲法改正の大きな実験台と考えた方がいい」自民党の大物・伊吹文明元衆院議長が言ったのは1月30日でした。政府が新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げた当日です。安倍晋三首相も「緊急事態条項」の言葉を挙げて、国会の憲法審査会での議論を呼び掛けていました。緊急事態条項とは何でしょう。一般的には戦争や大災害などの非常時に内閣に権限を集中する手段とされます。暫定的に議会の承認が省かれたり国民の権利も大幅に制限されると予想されます。明治憲法には、戒厳令や天皇の名で発する緊急勅令などがありました。憲法の秩序が一時的に止まる“劇薬”といえそうです。◆危機感ゼロだったのにでも、1月末ごろ、政府に緊急事態の危機感はあるに当たらないのでしょうか。むしろコロナ禍は「改憲チャンス」とでもいった気分だったのではと想像します。なぜならコロナ対策は各国に比べて後手後手。政府は東京五輪・パラリンピック開催にこだわっていたからです。まるで危機感ゼロだったのではないのでしょうか。つまりは必要に迫られた改憲論議などではなく「コロナ禍は改憲の実験台」程度の意識だったのではと思います。それでも、改憲の旗を掲げる安倍政権には絶好の機会には違いありません。実際に国会の憲法審査会では与党側が「緊急事態時の国会機能の在り方」というテーマを投げかけています。「議員に多くのコロナ感染者が出た場合、定足数を満たせるか」「衆院の任期満了まで感染が終了せず、国政選挙ができない場合はどうする」。こんな論点を挙げていますが「もともとだ」と安易に納得してはいけません。どんな反論が可能なのか、高名な憲法学者・長谷部恭男早大教授に尋ねてみました。こんな返事でした。◆「非常時」とは口実だ「不安をあおって妙な改憲をしようとするのは、暴政国家がよくやることです」「大型飛行機が墜落して、国会議員の大部分が関係者もろとも死んでしまったらどうするかとか、考えてもしょうがないこと」確かに「非常時」に乗じるのが暴政国家です。ナチス・ドイツの歴史もそうです。緊急事態の大統領令を乱発し、悪名高い全権委任法を手に入れ、ヒトラーは独裁を完成させたのですから…。衆議院の任期切れの場合なら、憲法54条にある参議院の「緊急集会」規定を使うことが考えられます。「国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる」との条文です。この点も長谷部教授に確かめると「『できる』が多数説です」と。つまりコロナ禍を利用した改憲論はナンセンスと考えます。不安な国民心理に付け込み、改憲まで持っていこうとするのは不見識です。現在、国会議員に感染者はいません。ならば今後、感染しないよう十分な防護策を取ればよいだけではありませんか。それにしても明治憲法にはあった緊急事態条項を、なぜ日本国憲法は採り入れなかったのでしょうか。明快な答えがあります。1946年7月の帝国議会で、憲法担当大臣だった金森徳次郎が見事な答弁をしているのです。〈民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するには、政府一存において行う処置は極力、防止せねばならない〉〈言葉を非常ということに借りて、(緊急事態の)道を残しておく、どんなに精緻な憲法を定めても、口実をそこに入れて、また破壊される恐れが絶無とは断言しがたい〉いつの世でも権力者が言う「非常時」とは口実かもしれません。うのみにすれば、国民の権利も民主政治も憲法もいっぺんに破壊されてしまうのだと……。金森答弁は実に説得力があります。コロナ禍という「国難」に際しては、民心はパニック状態に陥りがちになり、つい強い権力に頼りがります。そんな人間心理に呼応するのが緊急事態条項です。しかし、それは国会を飛ばして内閣限りで事実上の“立法”ができる、あまりに危険な権限です。◆法律で対応は可能だひどい権力の乱用や人権侵害を招く恐れがあることは、歴史が教えるところです。言論統制もあるでしょう。政府の暴走を止めることができません。だからドイツでは憲法にあっても一度も使われたことがありません。コロナ特措法やそれに基づく「緊急事態宣言」でも不十分と考えるなら、必要な法律をつくれればそれで足ります。罰則付きの外出禁止が必要ならば、そうした法律を制定すればよいのです。権力がいう「非常時」とは口実なのだー74年前の金森の“金言”を忘れてはなりません。」 ☑ 改憲や9月入学よりも、喫緊の課題は国民の生活破綻を救うことではないのか…

- 朝日新聞社説『コロナ下の安倍政権 憲法に従い国民守る覚悟を』も以下に転載させて頂く。「異例の緊張感の中で迎えた憲法記念日である。新型コロナウイルスは、すでに500を超える貴い命を奪った。全国におよぶ緊急事態宣言のもとでの外出自粛や商業施設の休業で、得られるはずの収入が失われ、生活基盤が根底から脅かされている人も数多い。国家の最大の使命は国民を守ることであり、そのよりどころとなるのが憲法だ。このコロナ禍の下、安倍政権はその使命を正しく果たしているのだろうか。■まずは生存権の保障 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。憲法は25条1項のこの条文により、国民の生存権を保障している。続く2項は、社会福祉や社会保障とともに「公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国に義務づける。安倍政権が実施している感染拡大防止の対策はこの第2項の求めによるものだ。感染者の増加に伴い、医療現場では医師や看護師、専用病床に加え、マスクや防護服の不足まで深刻になっている。総務省が2017年に実施した厚労省の感染症対策への行政評価では「感染症患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制が確保されているのか危惧される」との見解が示されていた。その危惧は現実のものとなりつつある。公衆衛生の拠点となる保健所の削減も続き、歴代政権が未知の感染症に十分に備えてきたとは言いがたい。それでも欧米に比べ死亡者数が抑えられているのは、国民皆保険のもと必要な治療を受けられる医療アクセスの良さとともに、最前線の医療従事者らの献身と、不足を補う工夫に負うところが大きいだろう。一方、外出自粛や休業が長引くにつれ懸念されるのが、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するのが困難になる国民が増えていくことだ。真っ先にしわ寄せを受けるのは、非正規労働者やアルバイト、中小・個人の事業主、一人親家庭など経済・社会的な弱者だ。7都府県に最初の緊急事態宣言が出されてからでも、すでにひと月近く。日々の生活費などをぎりぎりまで切り詰めている人々たちには、対策の一刻の遅れは死活的となりかねない。■「個人の尊重」と相反 財産権を保障する29条を根拠に減収を補償するのは難しいと多くの法律家は見るが、25条の趣旨を踏まえれば国が政策として最大限のセーフティーネットを張るべきなのは当然だ。生存権が脅かされるほどではなくても、すべての国民が外出自粛や休業、休校によって、22条や26条が保障する移動や営業の自由、教育を受ける権利などが制限されている。罰則を伴う強制的な命令によって外出などを禁じている欧米諸国とは異なり、日本ではあくまでも「要請」という国民へのお願いが基本だ。多くの国民は感染拡大を防ぐためにはやむを得ないと考え、自発的な意思によってこれを受け入れてきた。首相が求める「人との接触8割減」が必ずしも達成されていないにしても、一定の効果は上げている。同調圧力を受けやすいといった日本人の性質がよい方向に作用している面はあるだろう。一方でそれとは裏腹の落とし穴もある。「子供が公園で遊んでいる」と警察に通報されたり、営業する店にいやがらせが続いたりする例が各地から伝えられる。それぞれの事情をかえりみず、いたずらに他者を監視し、傷つける行為は、いまの憲法がもたらした最大の価値とされる13条の「個人としての尊重」とも相いれない。■備えは改憲でなく 緊急事態宣言が延長されれば、国民はさらに長期間、生活不安や不自由を強いられる。それをしのいでいくためには、国家は国民を必ず守るのだという指導者の覚悟と、それに対する信頼感が欠かせない。緊急事態を宣言した先月7日の記者会見で、安倍首相が「最悪の事態になった場合、責任をとればいいというものではありません」と責任論をかわしたのは、その自覚がないことの表れというほかない。今回の事態を受け、自民党などの一部の議員からは、憲法に緊急事態条項を新設すべきだとの声が出ている。国家的な緊急事態になれば、内閣は法律と同じ効力をもつ政令を定めることができるといった内容だ。だがこのように憲法秩序を一時的に停止させる強力な権限を内閣に与えるまでもなく、25条2項をもとに新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症法などの法律がすでに整えられている。必要なのはそれらの法律に不備はないか、適切に運用できる体制は十分なのかを常に点検することだ。いま安倍政権がなすべきは、憲法を変えることではない。憲法に忠実に従い、国民の命と生活を確実に守ることである。」
- 一方、産経新聞の社説【主張】は『憲法施行73年 緊急事態条項が必要だ 危機を克服できる基本法持て』と題して、上記とは全く異なる主張を展開している。以下に転載させて頂く。「新型コロナウイルスの感染拡大という国難に見舞われているさなか、現憲法は施行73年を迎えた。新型ウイルスのパンデミック(世界的大流行)は、思いもよらない大きな災厄が日本全域を突然襲うことがある、という厳しい現実を知らしめた。危機を乗り越えられる憲法になっていないことを痛感する。不断の見直しを図り、必要なら改正をためらってはならない。ウイルス禍に直面した国民の間で憲法に緊急事態条項を備えることへの関心が増したのは当然のことだ。《首相は論議を主導せよ》 安倍晋三首相(自民党総裁)は4月7日、緊急事態宣言をめぐる国会審議で、憲法に緊急事態条項を設けることに前向きな考えを示した。自衛隊明記とともに緊急事態条項についても論議をリードしていくべきである。国民に最大限の自由や権利を認め、いつも通りの丁寧な手続きで法律を作り、政府や自治体の行動を決める平時の体制のまま、有事や内乱、大災害といった深刻な緊急事態を乗り切ろうとすると、かえって国民の被害が増し、事態の收拾が遅れることがある。このような場合には、一時的

に政府に権限を集めて対応した方がうまくいく。そこで世界のほとんどの国が憲法に緊急事態条項を設け、行政府の長である大統領や首相に権力を集中する仕組みを用意している。国連で採択された国際人権規約も認めていることだ。政府に、法律と同じ効力を持つ緊急政令の制定や緊急の財政支出、自治体への指示権を与えることが多い。緊急事態条項には宣言の期間を区切ったり、確実に終了させたりする規定があるのが普通だ。宣言中の緊急の政令や財政支出は国会の事後承認が得られなければ無効となる。政府の強権化が目的ではなく、国民の生命と財産、経済社会を守り、憲法秩序を保つための備えといえる。だがこの条項が日本国憲法には欠けている。衆院解散中の参院緊急集会の規定はあるが、政府の能力を高めるものではない。一方、現憲法の下でも緊急事態に対処する法律は存在する。新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法、原子力災害対策特措法、警察法に緊急事態の規定がある。武力攻撃事態では国民保護法などに基づき自衛隊などの権限が拡大する。日本には今、ウイルス禍への緊急宣言と、福島第1原発事故に伴う原子力緊急事態宣言の2つが発令中だ。これら特措法上の宣言は、多くの国が持つ憲法上の緊急事態宣言とは似て非なるものだ。政府の権限が弱すぎて思い切った政策を打ち出せない。災対法上の緊急事態であれば限られた範囲で緊急政令だけは可能だが、東日本大震災ですら宣言は出されなかった。《審議拒否の野党反省を》明治憲法には戒厳令や、今の政令にあたる緊急勅令を出す緊急事態条項があったが、用いられたのは関東大震災などの短期間に限られる。先の大戦中でも帝国議会は機能し、法律を審議したり予算を決めたりしていた。もし現憲法に緊急事態条項があっても、今回のウイルス禍にすぐさま適用すべきかといえば議論は分かれるところだろう。それでも憲法には緊急事態条項が必要だ。前もって法律で具体的に準備しきれないような広範かつ甚大な災害への備えだからである。たとえば自治体の機能が広域で壊滅しかねない南海トラフ巨大地震や首都直下地震、核攻撃を含む大規模な日本有事だ。ウイルス禍の収拾に失敗し国会が開会できないような深刻な事態になれば、それも当たるだろう。憲法論議にまず必要なのは、日本が想定外の危機に見舞われるかもしれないという想像力を広げ、備えようとする真摯な姿勢だ。立憲民主党など一部野党が「不要ではないが不急だ」といって国会の憲法審査会の審議に応じていないのは無責任極まる。憲法審がウイルス禍に全力対処することを妨げるというのは間違っている。感染拡大を防ぎつつ立法府の機能を保とうとオンライン議会に取り組む国もある。だが日本は憲法第56条に「総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」とあるため踏み切れない。ウイルス禍と科学技術の発達に対応できない点からも憲法改正が必要である。」 意見が分かれている根幹にあるのは、要するに安倍政権を信用できるか否かと云う一点にある。今までに同政権が行ってきた一連のことを産経新聞は許容していると云うことか。

[2020年5月4日(月)]

書店が閉まっている中、コンビニで週刊誌“AERA”2020年5月4日-11日号を購入し読んでいたら、以下の3つの記事が目にとまったので、以下に転載させて頂きたい。

○姜尚中氏の巻頭エッセイ「eyes」『「忖度政治」による危機管理 このままでは「敗北」になりかねない』

「新型コロナウイルスの国内感染者は1万人の大台を超え、東京都だけでも累計3千人を突破するという状況が続いています。こうした非常事態で政府の批判やそのやり方に苦言を呈することを憚るような空気があるとなれば、事態をますます悪化させる要因になりかねません。なぜならたとえ非常の措置が必要であるとしても、その透明性と公開性、迅速性が担保されるには国民の信頼と協力が不可欠だからです。政府は国民に協力を求める前に「国を頼りにしてほしい」と国民に向かって言明し、だからこそ「協力してほしい」と「お願い」や「要請」のメッセージを国民に向けて発するのが筋です。なのに、一国の最高指導者が自らの責任についてお茶を濁したまま「協力」「お願い」「要請」を繰り返し、小出しに緊急措置を出しながら様子を見るという危機管理としても愚策としか言いようのない隘路に陥りました。そうってしまったのは、責任の所在を曖昧にしたまま「お願い」「要請」への同調圧力によって国民の画一的な反応を期待できる「忖度政治」に慣れてしまったからでしょう。「例外状況は常態の本質を照らし出す」と言ったのは、立憲的な法秩序の回復のために非常時の「委任独裁」を説いたドイツワイマール体制下の憲法学者カール・シュミットです。「コロナ危機」という例外状況の中、「忖度政治」の惰性で未曾有の危機に立ち向かおうとしている実態が明らかになりました。このままでは「敗北」は免れないと言えます。政権は一敗地に塗れるだけで終わるにしても、国民の中には失業や解雇、倒産や離散、場合によっては自死という、目を覆いたくなるような悲惨が待っているとしたら、ユーゴーの描いた『レ・ミゼラブル』の世界と同じです。今必要



姜尚中 (カン・サンジュン) / 1960年熊本市生まれ。早稲田大学大学院政治学研究所博士課程修了後、東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授などを歴て、現在東京大学名誉教授・熊本県立劇場館長兼理事長。専攻は政治学、政治思想史。テレビ・新聞・雑誌などで幅広く活躍

なことは、感染拡大の抑え込みにすべての資源とマンパワーを投入し、ロックダウンが必要な場合には思い切った補償措置とパッケージにして国民の生命と身体を死守することです。そうした強い措置は、透明性と公開性、国民の信頼なしには不可能です。そのためには厳格な法的安全装置をはめ、非常措置の乱用や逸脱を防ぐ工夫を施しておかなければなりません。」

○『日本を待ち受ける光と真つ暗闇 「コロナ禍」がもたらす変容と転換』と題する特集では、「政府の対応は後手後手に回り、感染者は増え続け、経済は凍り付いた。日本に未来はあるのか。専門家が分析した。」との前置きが続く次の2題が特に目を引いた。一つは白井聡氏の『それでもまだ腐った安倍政治を支持し続けるのか』と題する論説で、内容は以下のごとくであった。「新型コロナ関連の政治判断でおかしなものは多々ありますが、私は驚きません。世界中の国が、少なくとも「国民の命を真剣に守らなければならない」という意思がある点で一致しています。今の日本にはそれさえない。元々そういう政権なんです。経済再生担当大臣が、新型コロナの対策大臣になっていることも象徴的です。連鎖倒産などで人々が首をくくるような悲劇が起きないようにするのが、経済対策の本質のはず。安倍政権は、これは景気の問題だと考えている節がいまだにある。この7年間、徹底的に安倍政治を批判してきました。でも政権は倒れない。選挙で勝ち続けているから。つまり国民は自業自得です。検疫の杜撰さ、進まないPCR検査態勢の充実など行政の無能のために、避けられた犠牲が増える可能性がある。安倍政権を支持してきた人たちや、その勝利を支えた無関心層は「自分たちがいったい何をやってしまったのか」を真剣に考える義務があります。「人殺し」になるのかもしれないのです。台湾や韓国の新型コロナ対策が称賛されていますが、「民主的で、機能する政府」は天から降ってきたわけではない。強権政治との長年の闘いを経て、彼らはそれを手にしているんです。日本はどうか。腐った政権を長年、奴隷根性と無関心によって支持し、一方で反対する人を冷笑やアカ呼ばわりで非難する。そんな精神風土がずっと続いてきた。そういう方々には、カビノマスクがふさわしいのです。ただ、光もあります。批判によって和牛券の案が撤回されたり、10万円給付が実現したり、私たちの「怒り」が現に政府の行動に影響を与え、変えさせている。まともに機能する政府が欲しいなら、今後もしやがたいことは許さず、怒りを表明し続ける。そんな当たり前のことに気づく。情けないことですが、ようやく出発点に立つのです。」



白井 聡さん/京都精華大学教授。専門は政治学、日本思想史。著書に『国体論一筋と星条旗』『武器としての「資本論」』など (c) 朝日新聞社

○もう一つは、中島岳志氏による『政府への苛立ちが大政翼賛生んだ歴史を教訓に』と題する論説で、内容は以下の通りであった。「いま最も気になるのは、政府のコロナ対策が後手後手に回っていることで私たち国民の側に生まれている「遅い」という苛立ちが、逆に「強い権力の発動」につながりかねないのではないか、ということです。私は緊急事態宣言自体は悪いと思いませんが、その発動が遅れたことや中身について「もっと早く」「政府は甘い。都市封鎖もやるべきだ」といった「より強い権力の発動を待望するような感覚」が、いつもは政権を批判しているリベラルと言われる人たちの間に強くなってきていると感じています。本人たちは「安倍批判」のつもりで言っていることが、ある瞬間、逆にもっと強い、法に規定されていないような強い権力を稼働させる力になってしまう。そして実際に想定外の強い権力が発動されたとき、リベラルの側はそれをなまじ求めてきただけに引っ込みがつかなくなり、共犯関係でのみ込まれていく。これがまさに「全体主義が稼働する時」だと思うんです。よく似た時代がありました。1938年、日中戦争の翌年、国家総動員法が成立した年です。当時の近衛文麿内閣や、政党の利害関係に終始する保守政党に対し、国民が苛立ち始める。その中で「政府は生ぬるい。いまは一致団結するとき」と批判し、国家総動員法を望む急先鋒になったのが、意外にも無産政党が集結してできた社会大衆党(のちの社会党)でした。ブレーキはかかることなく、40年の大政翼賛会へとなだれ込んでいくことになる。同じことが、これから起こり得るのではないかと。そんな不安が私にはあります。局所だけではなく全体を見るために、歴史や哲学を学ぶことで時間のスパンをもう少し長くみる視座が、こういうときこそ必要です。「1938年の教訓」も、よくよく踏まえておくべきだと思います。」



中島岳志さん/東京工業大学リベラルアーツ研究院教授。インド政治や近代日本思想史を研究。著書に『保守と大東亜戦争』など (c) 朝日新聞社

[2020年5月5日(火)]

○今朝の東京新聞“こちら特報部”には『自粛警察』の問題が取り上げられていた。戦時中の隣組や国防婦人会ではあるまいし、政府の自粛要請に逆らうと非国民扱いされかねない状況は異常事態である。他県ナンバーの車に危害が加えられる事件も発生していて、「***県の在住者です」というステッカーを貼る車も現れて

